

9

障害福祉サービス事業等 (障害児通所支援事業) 開始の届出

目次

01

障害福祉サービス事業等(障害児通所支援事業)開始の届出

01 障害福祉サービス事業等（障害児通所支援事業）開始の届出

- 障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、障害児通所支援事業等を開始する場合は、障害者総合支援法・児童福祉法に基づき、あらかじめ栃木県に届出を行う必要があります。各事業の指定申請を行う際に、あわせて**開始届を提出**してください。

※提出書類の様式等は栃木県ホームページに掲載しています。

掲載箇所 ▶ 各サービスの新規指定申請ページ

Point!

〈 届出内容に変更がある場合は変更届を 〉

- ・ 開始届に記載した内容に変更が生じた場合は変更届を提出してください。様式は開始届と同様です。